時事報報

各地方の答書に據て民間の苦樂を記す

近年我國の農工商業共に疲弊して不景氣なりとは誰れも語る所にして殆んど普通の談柄なれども我輩の成る可き丈けの手段を用ひて事實を探らんとて工風を近日諸間の箇條を書に認め全國各地方に多き知友に依頼して其地方經濟の模樣を聞合せんが爲め書翰を出すこと四百餘通にして今日に至る迄二百五十餘の答書を得たり今此答書を根據にして地方の狀況を記せば

九州地方は民間の事業疲弊せりと昨年の一昨年よりも甚だしく實に其極度に達したれども今年に入りても依然として昨年の樣子あり惟九州鐵道建設の風聞ありて人氣何となく引立たり四國及び淡路は民間の疲弊年一年に甚だしく殊に貧民多くして人に傭はれんとするもこれを傭ふ者あけば乞食窃盗なと最も夥しく今年も亦昨年より更に疲弊するの傾向あり、山陽地方も亦民間の疲弊今年に及んで益々甚だしき有樣なるも其中、自ら輕重あり安藝備後の如きは昨年の農作一般に不出來なりしを以て貧困特に甚だしと云ふ、山陰地方の其疲弊現に極度と云ふべし特に因幡伯耆の如き財産ある者は漸く之を失ひ財産なき者の皆衣食に差支え一昨年は國税及び地方税を上納せずして公賣の處分を受けたる者凡そ全戸數の十分一ありしが昨年は增して五分一となり今年は更に增すの有樣なれども爰に地方人民の爲めに一線の活路を開きたる其次第は即ち畑地の綿作を止めて甘藷に換へ大概これを貧民の常食として差向き餓死するの患なしと云ふ左きども公共の經濟の爲めに綿と甘藷と交易をなたる姿にして年來その地方に第一と稱しさる物産を失ふたるの殘念の次第なり、

紀内地方は民間の景氣昨年と別に異なるみとなし、東海道筋の連年民間の疲弊も稍々恢復せるの有樣あり其由縁の各地皆同一なりきとども近年製茶の賣捌漸く都合よく加ふるに農作一般に上出來にして農家自から餘裕を生ずるのみならず鐵道建設の爲めに貧民も糊口の便を與へたるなどは大和民間の疾苦を救ふたるものならん、中仙道筋も亦一般の景氣稍々上向なり此各地は大概養蠶を以て生活の本とし連年の疲弊も其極度に至らざりしが昨秋以來生糸の賣捌忽ち都合よく加ふるも農作一般に上出來なりしに付き人民も漸く愁眉と開きたり但し東海中仙兩道とも製茶養蠶の行はれざる地方に至ては貧困今年に及んで益々甚だしき有樣なりと云ふ、關八州の内上野の如き養蠶地方は昨秋以來大に景氣を恢復したれども上總下總常陸あたりは農工商業共に年一年より疲弊を今年に及び特に甚だしく就中、下總は昨年の旱害及び不熟にて今年は衣食も差支るの人民必ず多かるべしといふ今その匝瑳一郡に付き試みに統計するに該郡に田地反別合計四千百卅一町なりて其内旱害を被りて收穫皆無の反別二千四百七十八町を除き去り殘餘千六百五十三町の收穫と仮に毎一反米一石四斗と見積り收穫合計二萬三千百四十二石あるべきも該郡八口三萬五千七百六十四人の一箇年食料を仮に一人一日米二合五勺と見積り其合計三萬二千六百三十四石なれば昨年の收穫は本年の食料に足らざること九千五百石とす尤も郡中にも多く畑地ありて麥豆抔の收穫もあるべけれども國税及び地方税あり衣食住居の費用も少からざれと到底衣食不足の人あるべきは明白なりと云ふ

昨年は九十九里の鰯漁甚だ振はざるして漁民の坐して餓死を俟つの有樣ありといふ、北陸地方は今年を以て昨年に比するに民間の疲弊更に甚だしと云ふべきあれども越後朽尾の近傍は養蠶の爲めに景氣稍々上向なり、東北地方は磐城岩代等養蠶地方は概して連年の景氣を恢復せざれども其餘は依然として前年に異あらず惟昨秋の農作稍々上出來なりしの與羽全体のためか賀すべきのみ

又全國各地方に就き農民大工左官あとの賃錢を問ふに近來は農工商業の疲弊と共に漸く低落して昨年に至りて最も厳なりしもの、如くなれども東海中仙兩道は今年に及びて漸く騰貴の勢あり特に甲斐信濃及び美濃尾張の如きは昨年既に騰貴の勢を顯はせり且つ甲斐信濃及び美濃尾張茶の爲めに多く備人を用ゆると鐵道敷設の爲めに更に多く之を要したるとに由りて下野も亦昨年以來諸種の賃銀皆騰貴したるは同樣の由縁あるが爲めならん此外各地方の賃銀は昨今兩年間に左まで昂低あるを見ず惟四國山陰及び北陸の各地方にては今年に及び特に低落したり之を要するに賃銀の昂低は民間の景氣と相伴ふものならん料理茶屋抔の景氣は鎮臺縣廳及び裁判所のある地方は常に繁昌し其餘の各地方にては年一年に衰微して閉店せる者多けれども惟養蠶地方及び鐵道敷設の道筋は大に之に反して漸く繁昌に赴く樣子あり又芝居角力あとの興行及び衣食住居の美惡に就ても諸問をたれども前幾の景況詳らざるが故に特に愛ふ之を記載せず次に我輩が諸間をたるは田畑の價値及び金圓貸借の利子なり貸借の利子が大に低落したるは全國皆同一樣にして概ね最近三年間に三分一を減ぜたり譬へば遠江の如きは地券抵當にて年利、明治十八年に一割五分なりしものが十九年には一割二分、二十年には一割となり越後の如きは地券抵當の年利、明治十八年には一割二分、十九年には一割、二十年には八分となれり此外各地皆大同小異にして中には利子の割合尚大に減ぜたる處もあり之に反して田畑の價値漸く騰貴したるは人々土地と所有しく小作米を得るが爲めあらんか我輩は田畑の價値漸く騰貴して利子の割合漸く減ずるを見るに付ては別に意見あきにあらずと雖ども亦民間の景氣尚振興せざるは一證なりと思惟する者なり又各地方に就き國税及び地方税を上納する能はずして公賣處分を受けたる者の數を統計するに其增減は直ち民間の景氣に關係せざるものあるが如し例へば東海中仙兩道の如き昨年は民間の生計稍々上向きと稱せるがら公賣處分の數は昨年に至て更らに增加せたり蓋し闕疑して他日の考案に附す

右の如く全國を數部に分ち其各部に就き知友の答書に由て民間の景氣を考ふるに養蠶製茶の地方は一般に運年の疲弊を恢復せたるもの、如く鐵道敷設の道筋も亦自から活潑の有樣あれども其餘は概して昨年に異あらず或は疲弊すると益々甚だしく惟昨秋の農作如何に由て人民の貧困に輕重あるのみ左れば世人が今年の民間の景氣僅に恢復せたりと思ふも畢竟する處局部の判斷に過ぎざるものなるべし但き我輩の飽く迄知友の答書と信じて毫も之に疑を容るゝと能はざるもれにはあらざれども其答書たる固より故意に事實を僞りたることなきは明白なるを我輩の毫も我輩の臆斷を交へず其旨を以て斷然放棄をべき旨と建議したり當時余は海軍大臣の職に在りてドウエル氏の議と其前の司令官サージョーン ウヰルス及び海軍省員の論とい萬だ同說なるを發見したり又一千八百八十五年の秋ドウエル氏に繼きて司令官となりさるサージョーン ハミルトンは該島の事につ充特別に調査となすべき旨訓令されたるゲハミルトン氏は該島の占領は平和の時に在ては無用の入費と要し戰爭の時に在ては柔弱の根原とるべしとのみとを簡々實命したり尤も其書類は退て下議院へ提出する積あるがたる失策は該島に兵器糧の金圓を費したらざれば余は今其よしなり

○米國通信　二月廿日申上候通り當港へ所にても凡そ千人類い日本にて官公機會を得ざりし者雄飛したる者又或商業と試る者等に富貴の子も有り貧にて萬里の波濤を如何あらんと傍に就き時と為ては ある其反對に父母いつしか之を浪費狂する者さへ無れども又一方より へざる人物あれば遷には公衆と醜体る今日は世界に在も其醜聞の流布は の增加するに從ひ數にして渡航の初理に之を擇ばんと なるものと生ず可きやめ智愚貧富の當港に所謂ども此輩に他人其評判も自ら高獨立の業と就た方にも多く日本人生如ども本はと中れ勞と厭こずして

○米國内地巡遊日十二月七日　昧爽の印度人に會す等別れて尚は行くを得たり旅亭の主曰く雪中此峻險の道即ち内地漫遊の旨等朝飯を此家に喫一れ大瀑に會せり云ふ是れは谷中第名を以てすり其水三百フィート第二段に始めて谷を立たる如く風に似て徐々と全く一變し第二段より少しく形と變ず連するや岩石は碎殊に美麗の好景を稱せる者多く亦文多き決して實て益々深く谷中の絶壁に遥はるの ミロー瀑(Mirror Fall)

時事報報

官報

○大藏省令第四號

明治十九年(三月)當省令第三號歳入歳出出納規則書式中第四號第八號第九號第十號第十七號(甲乙)書式並ニ第二十一號乙書式(從前第二十一號書式ヲ甲書式トス)

明治二十年度ヨリ別冊ノ通リ更正並ニ追加ス

但別冊ハ當省ヨリ別ニ各官廳ヘ送附スヘシ

明治二十年三月十九日　大藏大臣伯爵松方正義

○東京府令第十三號

明治十三年三月當廳甲第廿一號市達中左ノ項ヲ追加ス

明治二十年三月十九日　東京府知事高崎五六

資本金十萬圓以上ノ諸會社

○警視廳告示第四號

消防第三分署所轄麹町區ノ内左ノ十五箇町ヲ自今消防第一分署ノ所轄トス

麹町區(竹平町、元衛町、大手町、通三町、錦瓶町、元千代田町、永楽町、八重洲町、寶田町、觀山町、有樂町、西日比谷町、霞ヶ關二町目、西山下町、内幸町)

明治二十年三月十九日　警視總監三島通庸

○警視廳告示第四號參照

明治十四年(十月)甲第四十八號消防分署管轄區畫

第三分署所轄麹町區一圓

(以上本年三月十九日官報)

雜報

○芝罘條約追加實施　英清兩國政府い開港場に於て外國品に厘金と徴課せざる區域及び外國居留地區域の劃定に關し千八百七十六年九月十三日芝罘に於て調印せる右兩國間條約(即ち芝罘條約と稱する者)中に揭載せる取極は尚は熟考を要し且鴉片の貿易に對する有効なる規則となすは其文意充分明瞭ならざることを考慮し又鴉片は消耗類に制限を設くるが爲め去る一千八百八十五年七月十八日倫敦に於て當時の英國外務大臣ソルスベリー侯と清國公使曾紀澤氏との間に追加條款を取極めしが右追加條約は本年二月一日より實施するに付上海在留英國總領事は其追加の全文及び之に關する往復書翰を新聞紙に揭げ英國商業社會一般に告知せたり と去十八日付官報に見えたり

○巨文島放棄に關する問答　英國國會議員フランシス ステヴェンソン、ブライス、ベーリング ヨングの三氏は去二月一日下議院に於て我國と近日に巨文島を放棄するや否や若しも之を放棄するならば其將來の守衛につき支那其他に政府と如何なる約束を取結びたるやとの質問をなせたるに外務次官サー ゼッエルガッソン氏は之を答へて余は英兵が近日に巨文島を放棄せべ充旨を公示することに就き殖民事務大臣の委托を受けたるが其將來の守衛に關せくは素より何たる約束を取結びたることなしされども英國軍艦が該島を立退く際は朝鮮官吏は之に出張する都合なと又英政府と朝鮮政府との間に何たる約束と取結びたることあけれども英國政府は支那政府より巨文島其他朝鮮國の領地が諸外國に占領せる所とあらざる旨に保證を受るに至るまでは該島を放棄せざるみとに決したり英國政府の該島を放棄するに至りたるは海軍省よりの勸告に由るものにして此事に關したる書類は近日に議員諸氏の一覽に供すべしと述べたり又カピテン コロンブ氏は去二月四日に於て前政府は巨文島の占領に責任を有するものあるが海軍省の勸告に由りこを占領せるに至りたるも若しも左樣の事あらば之と占領したる日より今日までの費用い如何程となりたるや其精算を承り度しと問ひたるに海軍大臣ハミルトン卿は之に答へて前東洋艦隊司令官サー ウヰリヤム ドウエル氏は一千八百八十五年五月に海軍省より巨文島を占領すべき旨の訓令を受けたるが其後内閣の交迭あるて後ち直にドウエル氏は政府に報告をて該島を占領するは其目的に適せざるを以て斷然放棄をべき旨と建議したり當時余は海軍大臣の職に在りてドウエル氏の議と其前の司令官サージョーン ウヰルス及び海軍省員の論とい萬だ同說なるを發見したり又一千八百八十五年の秋ドウエル氏に繼きて司令官となりさるサージョーン ハミルトンは該島の事につ充特別に調査となすべき旨訓令されたるゲハミルトン氏は該島の占領は平和の時に在ては無用の入費と要し戰爭の時に在ては柔弱の根原とるべしとのみとを簡々實命したり尤も其書類は退て下議院へ

東京帝國山城町四番地　東京府下富澤町五番地
支店開設廣告
右今般其筋ノ許可ヲ得テ左記ノ地ニ支店ヲ設置シ來ル三月廿四日ヨリ開業ス此段廣告候也
明治二十年三月二十日　栃木第四十一國立銀行

東京農林學校
年月日
農學士及農藝化學士ニ告ク
至急入用之儀有之書騎場農學校ニ於テ卒業セラレタル農學士並ニ農藝化學士諸氏現住所詳細本校ヘ御報知相成タシ
抽著今朝發程東北地方ニ旅行仕候因テ年賀傳辱知諸君ニ告別ス
三月廿一日　石幡貞

○卸
絹製　ハンケチーフ
東京本石町四丁目